

小松市入札契約の再苦情処理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注した建設工事、委託業務その他の契約に係る入札及び契約に関する苦情を適切に処理し、入札及び契約の透明性を図ることを目的とする。

(対象事案)

第2条 この要綱の規定による再苦情処理の対象事案は、市が発注した建設工事、委託業務その他の契約のうち、条件付き一般競争入札、指名競争入札及び随意契約により行われたものとする。

(再苦情の申立てができる者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、市に対して再苦情の申立てを行うことができる。

- (1) 条件付き一般競争入札における入札参加資格の確認の結果、競争入札参加資格確認通知書の提出者のうち、入札参加資格がないと認められたものが、その理由を求めた場合において市の説明等に対して不服があるもの
- (2) 指名競争入札において、当該入札と同一の工事及び業務種別について入札参加資格を有しているもののうち指名されなかったものが公表された指名理由等を踏まえ、指名されることが適切であるとの申立てをした場合において市の説明等に対して不服があるもの

(再苦情の申立ての方法)

第4条 前条の再苦情の申立ては、それぞれの説明等を受けた日から起算して7日以内に、市に対して、再苦情申立書(様式第1号)を提出して行わなければならない。

(再苦情の審議の依頼)

第5条 市は、再苦情の申立てがあったときは、速やかに小松市入札監視委員会(以下「委員会」という。)に審議を依頼するものとする。

(再苦情の審議)

第6条 審議資料は次のとおりとする。

- (1) 再苦情申立書
 - (2) 再苦情審議事案説明書(様式第2号)
 - (3) その他委員会が審議に必要と認める資料
- 2 委員会は、前項に定める資料に基づき再苦情の審議を行うものとする。
- 3 委員会が必要と認めるときは、市長及び指名審査委員会の委員長に説明を求めることができる。

(再苦情に対する回答)

第7条 市は、委員会から再苦情の審議の結果の報告があったときは、その日から7日以内に、申立人に対し書面によりその結果を回答するものとする。この場合において、審議の結果が申立てを認めないものであるときは、その理由を示してその旨を、審議の結果が申立てを認めるものであるときは、その旨及びこれに伴い市が講じようとする措置の概要を明らかにするものとする。

2 前項の市が講じようとする措置は、同項の報告における委員会の意見を尊重した内容としなければならない。

(再苦情の申立ての却下)

第8条 市は、申立人の資格要件の欠如、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に再苦情の申立ての適格を欠くと認めるときは、第4条の再苦情申立書を受け付けした日から7日以内にその申立てを却下することができる。

2 市は、再苦情の申立てを却下したときは、申立人に対し書面によりその旨を通知するとともに、委員会の直近の会議においてその概要を報告するものとする。

(入札及び契約の手續の執行)

第9条 再苦情の申立ては、原則として、入札及び契約の手續の執行を妨げるものではない。

附 則

この告示は、平成23年11月1日から施行する。

再 苦 情 申 立 書

(あて先) 小 松 市 長

再苦情申立者

住 所

氏 名

印

苦情申立 対象工事 又は業務	工事又は 業 務 名	
	工事又は 業 務 場 所	
	工事又は 業 務 担 当 課 名	
申 立 事 項		
申 立 の 理 由		

再苦情審議事案説明書

1 担当部局等

工事又は業務担当課名	
------------	--

2 対象工事及び業務

工事又は業務名	
工事又は業務場所	
工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
工事又は業務内容	

3 申立者の概要等

名 称		業 種	
代 表 者 名			
住 所			

4 苦情申立及び回答

申 立 年 月 日	平成 年 月 日
申 立 要 旨	
回 答 年 月 日	平成 年 月 日
回 答 要 旨	

5 再苦情申立及び発注者の意見

申 立 年 月 日	平成 年 月 日
申 立 要 旨	
発 注 者 の 意 見	